

会費規程

制 定 平成23年5月13日

最終改正 令和4年2月18日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の定款第8条に定める会費について、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 既正会員の年会費は、別表のとおりとする。

2 新規正会員の年会費の額は、理事会において定める額とする。

3 賛助会員の年会費は、次の各号に定めるとおりとし、年会費の額は、賛助会員になろうとする者が申し出る額とする。

(1) 団体の年会費 1万円以上（一口10千円、一口以上）

(2) 個人の年会費 5千円以上（一口5千円、一口以上）

4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度の管理運営費に使用し、残額が生じた場合は定款第4条に定める事業に使用する。

(会費の納入時期)

第4条 既入会会員の会費の納入は、年1回とし、毎年7月末までに納入しなければならない。

2 新規会員は入会時に納入するものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。ただし、施行日以前の既存会員の会費については、当該施行日の属する最初の事業年度の末日までの間、なお、従前の例によるものとする。（平成23年5月13日総会決議）

2 この規程は、令和4年2月18日から施行する。

別 表 (第2条第1項関係)

既正会員の年会費

単位：千円

団 体 名	金 額
岐阜県	2,000
県内42市町村	各10
県内20森林組合	各10
(公社)岐阜県山林協会	300
岐阜県森林組合連合会	100
岐阜県木材協同組合連合会	100
(一社)岐阜県建設業協会林政部会	50
(一社)名古屋林業土木協会	50
(一財)日本ボーイスカウト岐阜県連盟育成会	40
(一社)岐阜県林業経営者協会	30
(一社)岐阜県森林施業協会	30
岐阜県山林種苗協同組合	30
岐阜県木材青壮年団体連合会	30
(一社)岐阜県猟友会	30
岐阜県森林公社推進協議会	30
木曾三川水源造成公社造林推進協議会	30
岐阜県水源林造林推進協議会	30
名古屋造林素材生産事業協会	30
岐阜県林業グループ連絡協議会	20
(一社)岐阜県造園緑化協会	10